

これまでの取組の検証結果 (科学技術と社会)

○ 第1期から第4期の科学技術基本計画に掲げられてきた取組について、以下の通り検証できるのではないか。

※ 主な取組中、①は第1期、②は第2期、③は第3期、④は第4期基本計画の記載事項。
また、検証結果中、カギ括弧内のページ番号は、資料6におけるページ番号を指す。

(1) 科学技術コミュニケーション活動の推進

【主な取組】

博物館・科学館等の充実①②③④、研究成果や研究施設の公開①②③、研究機関・研究者の説明責任②③、国民と研究者等との双方向のコミュニケーション②③④、アウトリーチ活動への研究資金の一定規模での支出③④、科学技術コミュニケーター養成③④、サイエンスカフェの実施④、リスク評価結果に基づいた社会合意形成活動の支援③、リスクコミュニケーション活動の促進④

【現状】

- ・競争的資金の公募要領等において、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等に対して、国民との対話に積極的に取り組むよう記載するとの方針が策定されている。
- ・各府省、大学、研究開発法人等において、成果の公開、施設の一般公開、サイエンスカフェ、科学技術コミュニケーター養成等の取組を実施している。また、日本科学未来館の運営やサイエンスアゴラの開催、科学技術週間等を通じて、社会と研究者との橋渡しを行っている。【P95】
- ・しかし、国や研究者コミュニティは、研究活動から得られる成果等を国民に分かりやすく伝える役割を十分に果たしていないと認識されている。【P97】
- ・研究者自身の多くも、科学技術コミュニケーション活動の必要性は認識しているが、根付いていないと感じている。【P98】
- ・「リスクコミュニケーションの推進方策」(平成26年3月安全・安心科学技術及び社会連携委員会)を踏まえ、リスクコミュニケーションを社会に定着させるための取組を実施している。【P100】

【追加分析】

- ・科学コミュニケーション活動が十分でない理由として、「時間がない」「事務作業が多い」「業績として評価されない」等が挙げられている。【P99】

(2) 国民の科学技術への参加促進

【主な取組】

政策の企画立案及び推進への国民参加の促進③④

【現状】

- ・COIのビジョン実現のためのアイデア募集、ImPACTの実施内容等に関する意見募集、SIPの研究開発に関する意見募集、夢ビジョン2020策定のための対話などを実施し、政策の企画立案及び推進への国民参加を推進している。
- ・しかし、国による科学技術イノベーション政策への国民の幅広い参画の取組は、不十分と認識されている。【P97】

(3) 倫理的・法的・社会的課題(ELSI)への対応

【主な取組】

生命倫理への対応②、倫理的・法的・社会的課題への対応③④、ELSIへの研究資金の一定規模での支出④
レギュラトリーサイエンスの充実④、テクノロジーアセスメントの活用④

【現状】

- ・生命倫理に関連する指針等の見直し
「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示)を平成25年2月に改正
「疫学研究に関する倫理指針」(平成19年文部科学省・厚生労働省告示)及び「臨床研究に関する倫理指針」(平成20年厚生労働省告示)を一体化した上での見直しを平成25年2月から実施
「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」(平成21年文部科学省告示)及び「ヒトES細胞の使用に関する指針」(平成22年文部科学省告示)の見直しを平成25年9月から実施
- ・「先進技術の社会影響評価(テクノロジーアセスメント)手法の開発と社会への定着」研究開発プロジェクトなどの取組を実施した。
- ・国や研究者コミュニティは、科学技術に関連する倫理的・法的・社会的課題について充分に対応していないと認識されている。【P97】

(4) 研究倫理、研究資金管理

【主な取組】

研究者・技術者の倫理観の確立②③、研究費の不正使用への対応③④

【現状】

- ・研究活動における不正行為への対応
「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」(平成25年12月日本学術会議)を公表
「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」(平成26年9月総合科学技術・イノベーション会議)を決定
「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月科学技術・学術審議会)を見直し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月文部科学大臣決定)を策定
研究倫理教育プログラムの開発支援を実施
- ・研究費の不正使用への対応
「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月競争的資金に関する関係府省連絡会申合わせ)を平成24年10月に改正
「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月文部科学大臣決定)を平成26年2月に改正

(5) 政策の企画立案及び推進機能の強化

【主な取組】

総合科学技術会議の総合調整機能の強化②③④、国が定める重要課題毎に戦略協議会を創設④、科学技術重要施策アクションプランの取組を拡充④、「科学技術イノベーション政策のための科学」を推進④

【現状】

- ・内閣府設置法の改正(平成26年4月)により、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組し、科学技術イノベーション政策の企画立案・総合調整及び推進等を行う司令塔機能を強化した。
- ・政策全体の重点化・効率化を図るため科学技術イノベーション総合戦略を策定した。
- ・総合科学技術会議の専門調査会の下に主要分野毎に「戦略協議会」を設置し、専門分野の政策検討を行った。
- ・科学技術重要施策アクションプランの取組を活用し、予算編成プロセスの改革を進めた。
- ・「科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業において、「政策のための科学」という新たな研究領域の発展の担い手となる研究者や高度専門人材等の育成、エビデンスに基づく政策の実践のための指標・手法等の開発を行う中核的拠点機能の整備等を実施している。【P107,108】

(6) 科学技術イノベーション政策におけるPDCAサイクルの確立

【主な取組】

研究開発評価システムの改善及び充実①②③④、PDCAサイクルの実効性の確保④

【現状】

- ・平成14年6月に策定した「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」について、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改訂(平成24年12月)を受け平成26年4月に改訂した。【P116】
- ・研究開発や政策の評価等の概念、枠組み、手法や課題等の教示を目的として研究開発評価研修を毎年、複数回実施している(平成25年度は3回実施)。